

# 広報いいたて **お知らせ版**

第 944 号 令和2年7月 20 日

## 新しい生活様式で生活しましょう

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、全国的に新しい生活様式の実践が求められています。村民の皆さんも次のことに留意し、新型コロナウイルス感染症にかからない、うつさない生活をしましょう。新しい生活様式の基本は、**身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つ**です。

### 【身体的距離の確保】

人との間隔はできるだけ2メートル(最低1メートル)空けましょう。行政区の集まりなどでもなるべく間隔をあけることが大切です。また、会話をするときには可能な限り真正面を避けましょう。

### 【マスクの着用】

外出時や屋内で会話や距離を十分にとれないときなどはマスクを着用しましょう。ただし、**農作業や草刈りなど人と接しない場面では、熱中症にならないようマスクを外すことも大切です。**状況に応じた使い分けをしましょう。

### 【手洗い】

家に帰ったらまず顔や手を洗いましょう。

**手を洗うときはせっけんを使って丁寧に洗いましょう。**

特に人混みの多い場所から帰ったらすぐに着替えてシャワーを浴びたり、お風呂に入ったりしましょう。

その他にも、3つの密(密集、密接、密閉)を避けることや発熱時や風邪の症状がある時などは自宅で療養することなども感染症を防ぐために大切なことです。皆さんのご協力をお願いします。新しい生活様式について、詳しくは厚生労働省や村ホームページで公開されています。

問健康福祉課健康係 (いちばん館 ☎0244-42-1637)



## 福島市内医療機関 胃がん検診の再開

村が、6月に個別通知した案内では延期となっていた福島市内の医療機関での胃がん検診が、7月13日(月)から再開しました。

**希望される方は医療機関に直接予約をして受診してください。**受診できる医療機関は、6月に個別通知した案内に同封しています。

○検診実施期間…**7月13日(月)～9月30日(水)**

問健康福祉課健康係 (いちばん館 ☎0244-42-1637)

## 伐採及び伐採後の造林の届出書に係る注意事項

村では、これまでのお知らせのとおり、令和2年7月1日から「**美しい村づくり推進条例**」が施行されました。

条例に基づき、**村内における開発行為(再エネ発電設備設置工事など)の準備のための樹木の伐採工事は、新たに村への開発行為に関する届出の提出と、届出に対する村からの許可が必要になりました。**

具体的には、①事前に「開発行為に関する届出」の提出、②村の許可後に「伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法10条の8第1項)」の提出が必要です。開発行為に関する届出の様式や再エネ発電設備設置工事以外の開発行為等、詳細は村ホームページをご覧ください。

(<https://www.vill.iitate.fukushima.jp/soshiki/14/5976.html>)

無許可で工事を行った場合は条例違反となりますので、必ず事前に許可を受けてください。なお、届出から許可・不許可の決定まで60日程度要する場合がありますのでご理解をお願いいたします。

問「開発行為に関する届出」村づくり推進課企画係 (☎0244-42-1613)

「伐採及び伐採後の造林の届出書」産業振興課農政第二係 (☎0244-42-1625)

## 村内に建物を新築又は解体したら届出を

固定資産税の適正な課税のため、村内に建物(車庫等を含む。)を新築、増築、減築、又は解体した場合はご連絡をお願いします。

なお、来年度から固定資産税の課税が再開されますが、家屋が既に解体されているにもかかわらず解体の届出を行っていない場合、固定資産税が課税される場合があります。そのため、家屋を解体した場合は速やかに届出を行っていただきますようお願いいたします。

問住民課税務係 (☎0244-42-1615)

## 今月の納めもの

○村県民税	2期	7月31日(金)
○上下水道使用料	1期	7月31日(金)
○国保税・介護保険料	1期	7月31日(金)

納期限までに忘れずに納めましょう。便利な口座振替をご利用ください。

## 令和2年7月豪雨災害義援金を受付けます!

令和2年7月豪雨は、大分県、熊本県、福岡県をはじめ、九州地方を中心に大きな被害をもたらしました。

村、社会福祉協議会では、被災された方々の一日も早い復興を願い、義援金を募ることにしました。下記のように受付けておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

**村受付 義援金** 問村づくり推進課企画係 (☎0244-42-1021)

○受付場所…村役場窓口、交流センターふれ愛館、いちばん館、道の駅  
※村受付義援金については、村が加盟する「日本で最も美しい村」連合を通じ、熊本県球磨(くま)村他被災地へ送られます。

○受付期間…**8月3日(月)まで**

**村社会福祉協議会受付 義援金** 問村社会福祉協議会 (☎0244-42-1021)

○受付場所…①飯館村社会福祉協議会事務所

②サポートセンター「つながっぺ」

○受付期間…**8月31日(月)まで**

## こども園保育教諭(任期付職員)募集

村教育委員会では、下記のとおり**任期付職員**を募集します。

○募集職種…任期付職員 ○募集人員…若干名

○勤務場所…飯館村立までの里のこども園 伊丹沢字山田地内

○雇用期間…令和2年8月1日～令和3年3月31日(更新あり)

○勤務時間…月曜日～土曜日のうち5日間

午前7時～午後7時の間で7時間45分勤務(シフト制)

○賃金等…村規程によります。

○応募資格…幼稚園教諭及び保育士の免許を有する方

○応募方法…①履歴書に②幼稚園教諭免許状及び保育士証の写しを添えて提出してください。後日面接の日程をお知らせします。  
〒960-1892 飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1 飯館村教育委員会

○募集期間…**7月30日(木)まで(郵送の場合必着)**

問教育課学校教育係 (☎0244-42-1631)

## こども園保育補助職員募集

村教育委員会では、下記のとおり**会計年度任用職員(フルタイム職員)**を募集します。

○募集職種…保育補助員 ○募集人員…若干名

○勤務場所…飯館村立までの里のこども園(伊丹沢字山田地内)

○雇用期間…令和2年9月1日～令和3年3月31日(更新あり)

○勤務時間…月曜日～金曜日

午前7時30分～午後5時30分の間で7時間45分勤務

○賃金等…村規程によります。

○応募資格…資格要件なし。保育士免許、子育て経験あればなお可。

○応募方法…履歴書を下記まで提出ください。後日面接の日程をお知らせします。  
〒960-1892 飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1 飯館村教育委員会

○募集期間…**8月7日(金)まで(郵送の場合必着)**

問教育課学校教育係 (☎0244-42-1631)

## 郵便物の転送手続きについて

村内に住所を有したまま、村外に避難又は居住している方は、郵便局で郵便物の転送手続きをお願いします。

**郵便物の転送期間は申請から1年間**となっています。期間を過ぎると、郵便物が転送されず、送付元に戻ってきてしまいます。帰村された方についても、転送手続きが必要となる場合があります。郵便局に確認いただき、必要な方は転送手続きをお願いします。

問住民課税務係 (☎0244-42-1615)

## 介護保険負担限度額認定証について

介護保険制度において、村民税非課税世帯などの低所得者に対して、介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度があります。

これは、介護保険施設利用(施設入所及びショートステイなど)における食費や居住費が一部減免されるものです。

昨年度、申請したが非該当になられた方で、今年度から非課税世帯になられた等の場合は再度申請し認定になる場合もありますので下記までご連絡ください。

問健康福祉課福祉係 (いちばん館 ☎0244-42-1633)

## 食品中の放射性物質測定結果のお知らせ

令和2年6月1日から30日までに村で行った食品等の放射性物質の測定結果について、お知らせします。その他の測定品目や詳細な測定結果については、村ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

### 1. 飲料水

放射性セシウムの基準値「飲料水 10Bq/ℓ」

測定品目	測定件数	セシウム 検出件数	検出 最大値	採取地
井戸水・湧水等	3	0	-	宮内 他

### 2. 一般食品

放射性セシウムの基準値「一般食品 100Bq/Kg」「乳児用食品 50Bq/Kg」

測定品目	測定件数	セシウム 検出件数	検出 最大値	採取地
キュウリ	6	0	-	大倉 他
サヤインゲン	5	1	11Bq/kg	前田・八和木 他
玉ねぎ	7	0	-	前田 他
ブルーベリー	3	0	-	深谷 他

問産業振興課農政第二係（☎0244-42-1625）

## 各行政区の放射線測定値

村が独自に計測した各行政区の1時間当たりの大気中放射線測定値は次のとおりです。放射線量は計測した日の天候・湿度などで変化します。単位は全てマイクロシーベルト/時です。**※は除染未実施分です。**

【農地】（地上から1m及び1cmの高さで測定）

行政区	小字地内	7月2日(曇)		6月17日(晴)	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大谷地地内	0.26	0.27	0.26	0.28
2	深谷字原前地内	0.36	0.38	0.42	0.47
3	伊丹沢字山田地内	0.30	0.25	0.30	0.31
4	関沢字中頃地内	0.19	0.18	0.22	0.18
5	小宮字曲田地内	0.30	0.33	0.33	0.31
6	八木沢字上八木沢地内	0.34	0.43	0.33	0.34
7	大倉字湯舟地内	0.19	0.20	0.20	0.26
8	佐須字佐須地内	0.24	0.22	0.24	0.26
9	草野字柏塚地内	0.15	0.17	0.13	0.14
10	飯樋字下桶地内地内	0.23	0.24	0.28	0.28
11	飯樋字一ノ関地内	0.28	0.33	0.26	0.37
12	飯樋字笠石地内	0.20	0.17	0.24	0.21
13	飯樋字原地内	0.43	0.54	0.42	0.55
14	比曾字比曾地内	0.28	0.27	0.28	0.30
15※	長泥字長泥地内	1.9	2.42	1.95	2.40
16	蕨平字木戸地内	0.36	0.33	0.40	0.36
17	松塚字神田地内	0.16	0.17	0.18	0.19
18	白石字町地内	0.33	0.39	0.37	0.38
19	前田字福田地内	0.30	0.27	0.34	0.30
20	二枚橋字町地内	0.36	0.39	0.28	0.31

【宅地】（地上から1m及び1cmの高さで測定）

行政区	小字地内	7月2日(曇)		6月17日	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大師堂地内	0.17	0.18	0.15	0.15
2	深谷字大森地内	0.20	0.24	0.23	0.27
3	伊丹沢字山田地内	0.12	0.13	0.12	0.14
4	関沢字中頃地内	0.22	0.21	0.23	0.23
5	小宮字曲田地内	0.24	0.22	0.24	0.20
6	芦原白金地内	0.16	0.14	0.14	0.15
7	大倉字大倉地内	0.10	0.10	0.11	0.11
8	佐須字虎捕地内	0.24	0.22	0.27	0.24
9	草野字大坂地内	0.19	0.16	0.20	0.18
10	飯樋字町地内	0.20	0.19	0.22	0.24
11	飯樋字割木地内	0.18	0.17	0.20	0.17
12	飯樋字笠石地内	0.19	0.18	0.19	0.21
13	飯樋字宮仲地内	0.10	0.10	0.11	0.11
14	比曾字中比曾地内	0.18	0.16	0.18	0.15
15※	長泥字曲田地内	1.67	2.0	1.68	1.80
16	蕨平字蕨平地内	0.32	0.32	0.36	0.37
17	関根字押木内地内	0.12	0.12	0.13	0.12
18	白石字菅田地内	0.18	0.17	0.17	0.16
19	前田字古今明地内	0.18	0.16	0.20	0.17
20	須萱字水上地内	0.12	0.12	0.10	0.11

## 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免及び一部負担金の免除について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び一部負担金について、**帰還困難区域と上位所得層以外の被保険者の方は減免が延長**されます。一部負担金免除の対象となる方については、7月中に翌年2月末までの免除証明書を送付します。

区域区分	国保税及び後期保険料減免期間	一部負担金免除期間
帰還困難区域・帰還困難区域以外の上位所得層以外	令和3年3月31日まで 減免継続	令和3年2月28日まで 免除継続

※上位所得層とは、同じ世帯の被保険者全員の令和元年中総所得金額等（基礎控除後）を合わせて600万円を超える世帯です。

問住民課住民係（☎0244-42-1619）

## 国民健康保険・後期高齢者医療加入者の方へ 限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

限度額適用・標準負担額認定証の交付を受けている方は、医療機関窓口には保険証と一緒に提示すると、本人負担額が限度額で済むようになります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

**※一部負担金免除証明書がある場合は、そちらが優先されます。**

認定証は、**7月31日(金)までの有効期限**となるため、**8月1日(土)以降も引き続き必要となる方は更新の手続きをお願いします。**

○更新の手続きに必要なもの

①印鑑 ②保険証 ③申請日時点で過去1年以内に90日を越えて入院されている方はそれを確認できる書類（領収書・入院証明書など）※住民税非課税世帯のみ

問住民課住民係（☎0244-42-1619）

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 8月1日(土)から被保険者証が新しくなります

現在お使いの被保険者証は7月31日(金)で有効期限が切れ、使用できなくなります。**8月1日(土)からは、新しい被保険者証(ピンク色)をご使用ください。**新しい被保険者証は、**7月下旬に簡易書留で郵送**いたします。8月1日(土)までに届かない場合には住民係までご連絡ください。

また、**転居された方で郵便局に「転居届」を出されていない方は、必ず郵便局で「転居届」の手続きをおこなってください。**

問住民課住民係（☎0244-42-1619）

## 高齢受給者証更新のお知らせ (国保70歳から75歳未満の方へ)

村では、新しい高齢受給者証を送付します。期限は翌年7月31日までです。なお、期限切れの高齢受給者証は返却か破棄をお願いします。

※翌年7月31日までの間に75歳になる方については、有効期限が誕生日の前日までとなります。それ以降は、後期高齢者医療の保険証が75歳の誕生日までに届きますのでそちらをご使用ください。

※高齢受給者証には、病院窓口での自己負担割合を示す証明書で収入の状況などにより、1～3割負担のいずれかが記載されています。

問住民課住民係（☎0244-42-1619）

## 司法書士による相談会を開催します

福島県司法書士会では、土地や建物の登記、相続・遺言、お金のトラブル、成年後見、原簿賠償請求などのお悩みを、司法書士がお聞きします。相談は無料です。予約優先ですが、当日の相談も受け付けます。

○日 時…**8月11日(火) 午後1時～午後4時**

○会 場…交流センターふれ愛館

○予 約…**8月10日(月)まで**福島県司法書士会に申込みください。

問福島県司法書士会事務局（☎024-534-7502）

## 弁護士による心配ごと相談を開催します

村社会福祉協議会では、弁護士法人鈴木芳喜法律事務所による「心配ごと相談」を下記のとおり開催しますのでご利用ください。相談は無料です。

○日 時…**8月20日(木) 午後1時15分～午後3時**

○会 場…飯館村社会福祉協議会（陽だまりの家）

○予 約…**8月17日(月)まで**村社会福祉協議会に申込みください。

問飯館村社会福祉協議会（陽だまりの家☎0244-42-1021）

## 健康体操教室のお知らせ

きつつきの会（会長 齋藤政行）では、健康体操教室を行います。村民の方、どなたでも参加できます。皆様のご参加をお待ちしています。

日 時	場 所
<b>8月4日(火) 午後1時15分～午後3時</b>	川俣町中央公民館 和室
<b>8月11日(火) 午後1時15分～午後3時</b>	
<b>8月18日(火) 午後1時30分～午後3時</b>	交流センター「ふれ愛館」

○持 ち 物…ヨガマット ※無料で貸し出しもいたします。

○講 師…快フィットネス研究所 吉井雅彦先生

問きつつきの会 会長 齋藤（☎090-5183-9247）